

平成29年度 区部における 生活困窮者自立相談支援機関と 就労訓練事業所等との懇談会〔開催要項〕

趣 旨

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月にスタートしてから3年目を迎え、各自治体における自立相談支援機関を中心として、様々な支援が進んでいるところです。

その支援の1つに、社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として就労機会を提供し、一般就労に向けた支援を実施する「認定就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」があります。制度の一部であるものの、民間の自主事業の位置づけであり、公的な補助等がないこともあり、実施事業所の増加が課題となっています。

このような背景のもと、社会福祉法人がその使命を踏まえ、地域のニーズに基づく地域公益活動を推進するため、東京都社会福祉協議会では平成28年9月に「東京都地域公益活動推進協議会」を設立し、広域（東京都全域）の連携による取組みとして、社会福祉法人の事業所等での中間的就労の受入れを推進する「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」をスタートしました。

この度、相談支援機関における相談状況や、中間的就労の受入れを実施する事業所の状況を相互に情報交換し、理解を深めることで、今後の円滑な支援につなげていきたいと考え、東京の23区における自立相談支援機関と就労訓練事業所等の懇談会を実施することにいたしました。

関係者の皆様は是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

- 1 共 催 東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課
東京都社会福祉協議会 東京都地域公益活動推進協議会
- 2 日 時 平成29年12月6日（水）午後2時～5時 ※開始30分から受付開始
- 3 会 場 飯田橋セントラルプラザ12階会議室 ※会場案内参照
- 4 参加対象者 東京23区における下記の機関、団体の担当者
 - （1）自治体担当部署職員
 - （2）生活困窮者自立相談支援機関担当職員
 - （3）認定生活困窮者就労訓練事業所の職員
 - （4）東京都地域公益活動推進協議会広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」に参加申請した事業所の職員
 - （5）その他 中間的就労訓練事業を独自に行っている社会福祉法人事業所の職員
- 5 内 容
 - （1）実践報告（生活困窮者自立支援機関・就労訓練事業所等）
 - （1）事前アンケートをふまえた情報交換
 - （2）その他
- 6 定 員 60名程度
- 7 申込方法 別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、平成29年11月13日（月）までに下

記の連絡先宛に「参加申込書」及び「事前アンケート」をメールで送付して下さい。

8 連絡先

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当（成田・尾崎）

TEL：03（3268）7192 FAX：03（3268）0635 E-mail：koueki@tcsw.tvac.or.jp

会場案内

飯田橋セントラルプラザ 12 階会議室

住所：東京都新宿区神楽河岸 1-1 飯田橋セントラルプラザ 1 2 階 会議室

最寄駅：飯田橋駅

